

こども医療費助成制度の新受給資格者証の送付

平成27年4月診療から、小学6年生以下のお子さんの受給資格者証が、次のように変わります。

平成27年3月まで			平成27年4月から	
年齢区分	受給証の色		年齢区分	受給証の色
3歳未満	クリーム色		未就学児	青 色
3歳～ 小学6年生	水 色		小学生	むらさき色
中学生	ピンク色		中学生	ピンク色

受給の登録をされている小学6年生以下のお子さんには、新しい受給資格者証を郵送します。4月以降に県内の医療機関等を受診する際は、必ず新しい受給資格者証と健康保険証を窓口で提示してください。

※中学生のお子さんは、現在の受給資格者証をそのまま使用ください。

◆問合先 **本** 保険医療課 ☎(21) 2316 **大** 生活環境課 ☎(43) 9216
藤 生活環境課 ☎(62) 0903 **都** 生活環境課 ☎(29) 1102
西 生活環境課 ☎(92) 0307 **岩** 生活環境課 ☎(55) 7762

国民健康保険の税率等の改正にご理解をお願いします

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の皆さんが出し合った保険税や、国・県からの補助金によって市が運営をする、助け合いの制度です。現在、市の国保財政が危機的状況にあることから、平成27年度から保険税率と課税限度額(一世帯あたりの保険税の上限額)を、下の表のとおり改正することになりました。加入者の皆さんには負担をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

○なぜ改正が必要なの?

近年の加入者の高齢化や医療技術の高度化等により、市の国保加入者の医療費は年々増加している一方で、景気低迷などにより保険税収は伸び悩んでいることから(グラフ①)、栃木市の国保財政は平成23年度以降赤字の状態が続いています。市では、国保の貯金にあたる「保険財政調整基金」を取り崩して赤字分をまかなってきましたが、今年度末には基金の額がほぼゼロの状態となり、破たん危険があることから、税率等の引き上げによる収入の確保が喫緊の課題となっています。そのため、被保険者も含めて構成される「国民健康保険運営協議会」に諮問を行った結果、「安定した国保運営のためには税率及び課税限度額の改正もやむを得ない」との答申を得たことから、先日の12月議会に付議し、今回の改正が決定しました。

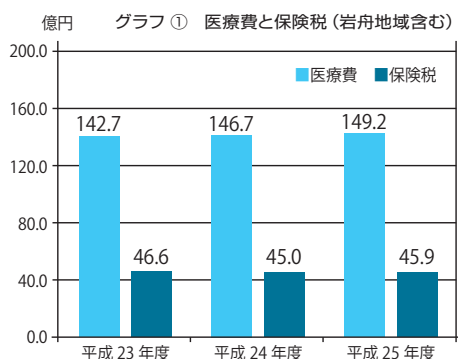
○なぜこの時期に改正するの?

市では、それまで地域ごとで統一されていなかった保険税率を、合併後の平成24年度に均一化をはかりました。この際、急激な負担の増加とならない税率を設定し、不足分は基金から補いながら、3年後の平成27年度に国保財政と均衡のとれた税率にすることとしました。また、旧岩舟町との合併協議会の調整方針でも、保険税率を合併後の平成27年度に統合することとされていました。

今回の改正により、平成27年度は約6億7千万円の増収が見込まれるほか、市の「一般会計」からの法定外繰入により財源を補いますが、それでも引き続き医療費の増加が予想されており、市の国保財政は依然として厳しい状況が続きます。市では、保険税確保に向けた取り組みや特定健診等の保健事業の推進などにより医療費の抑制をはかり、今後も引き続き国保の安定運営に努めていきます。皆さんのご協力をよろしくお願いします。

※具体的な税額の計算などについては、今後広報紙面などでご案内をする予定です。

◆問合先 **本** 保険医療課 ☎(21) 2131 **大** 生活環境課 ☎(43) 9216
藤 生活環境課 ☎(62) 0903 **都** 生活環境課 ☎(29) 1102
西 生活環境課 ☎(92) 0307 **岩** 生活環境課 ☎(55) 7762



国民健康保険の税率等の改正内容				
		26年度 (岩舟地域以外)	26年度 (岩舟地域)	27年度
医療分	所得割	6.6%	7.0%	7.4%
	資産割	14.0%	26.0%	11.0%
	均等割	24,000円	24,000円	27,000円
	平等割	23,500円	23,000円	24,000円
	限度額	500,000円	500,000円	510,000円
支援高齢者	所得割	2.0%	2.1%	2.9%
	資産割	3.0%	7.0%	3.0%
	均等割	5,000円	6,500円	9,000円
	平等割	4,500円	6,000円	7,500円
	限度額	130,000円	130,000円	160,000円
(40歳以上64歳の方)	所得割	1.5%	1.6%	1.6%
	資産割	3.0%	4.0%	3.0%
	均等割	7,000円	8,000円	8,000円
	平等割	5,000円	6,200円	7,000円
	限度額	100,000円	100,000円	140,000円
合計	所得割	10.1%	10.7%	11.9%
	資産割	20.0%	37.0%	17.0%
	均等割	36,000円	38,500円	44,000円
	平等割	33,000円	35,200円	38,500円
	限度額	730,000円	730,000円	810,000円

大平健康福祉課(一部)が大平総合支所新館1階に移転します

平成27年3月2日(月)より、大平健康福祉課の福祉・子どもチームと介護高齢チームが大平総合支所新館1階に移転します。移転に伴い、業務受付場所が下記のとおり変わりますのでご注意ください。

	受付場所	担当・連絡先	主な取扱い業務
大平健康福祉課	大平総合支所新館1階 (大平町富田558)	福祉・子どもチーム ☎(43) 9202	地域福祉、民生委員児童委員、生活保護、災害救助、日本赤十字社、障がい福祉、福祉タクシー券、児童福祉、児童手当、児童扶養手当、遺児手当、学童保育 など
		介護高齢チーム ☎(43) 9203	敬老祝賀、介護保険、戦傷病・戦没者援護、高齢者福祉 など
	大平健康福祉センター ゆうゆうプラザ内 (大平町西野田666-1)	大平地域包括支援センター ☎(45) 1799	地域支援事業、地域包括支援センター業務 など
		健康増進チーム ☎(45) 1788	健診、がん検診、母子保健、妊娠届、母子健康手帳、予防接種、歯科保健、生活習慣病予防、感染症予防、精神保健、特定保健指導 など

※健康増進チーム☎(45) 1788と、大平地域包括支援センター☎(45) 1799は引き続きゆうゆうプラザ内で業務を行います。

◆問合先 **大** 健康福祉課

※2月27日(金)まで【大平健康福祉センター(ゆうゆうプラザ)】☎(45) 1788

※3月2日(月)から【大平総合支所新館1階】☎(43) 9202

市街化区域全域に都市計画税を課税します

都市計画税は、今年度までは栃木地域・大平地域の市街化区域に課税し、他地域は課税していませんでしたが、これまでの3回の合併協定や合併特例法を踏まえて条例を改正し、平成27年度から(岩舟地域は平成28年度から)全地域の市街化区域に都市計画税を課税します(都市計画税の改正の経緯については、広報とちぎ8~11月号に掲載しました「シリーズ都市計画税」をご覧ください)。

税額等個別の件につきましては、土地・家屋が所在する地域の資産税課・各総合支所税務担当課へ問い合わせください。

○都市計画税の算出方法と、平成27年度以降の税率

課税標準額=固定資産税の価格(住宅用地等には一部特例があります)
 課税標準額 × 税率 = 都市計画税の税額(固定資産税と併せて納税します)

地域別税率表 (単位: %)

地域	栃木	大平	藤岡	都賀	岩舟	西方
課税対象区域	市街化区域					該当なし
税率と均一時期	H26	0.3	0.2	—	—	—
	H27	0.1			—	—
	H28	0.15			0.1	—
	H29	0.2			0.15	—
	H30~	0.2			—	—



○都市計画税とは?

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてる目的税のことです。

○都市計画税は誰が納めるのですか?

毎年1月1日賦課期日現在において、市街化区域内に土地や家屋を所有している方が納税義務者となります。ただし、固定資産税が課税されていない方は、都市計画税も課税されません。

○課税の対象となるのは?

市街化区域に所在する土地及び家屋です。

○税率が0.1、0.15、0.2%と上がるのは?

税率は、0.2%で統一いたしますが、新規課税の地域に対する急激な負担増加を避けるため、段階的な税率を設定しました。

○岩舟地域が1年遅れる理由は?

岩舟地域は平成26年4月に合併したばかりであることから、都市計画税の周知期間等に配慮をしました。

○西方地域に課税の対象は無いのですか?

西方地域は市街化区域と市街化調整区域の区分の無い「非線引き都市計画区域」であるため、市街化区域がありません。今後はできるだけ早期に線引き都市計画区域である小山・栃木都市計画区域との統合に努め、統合後、市街化区域に課税をします。

○一筆の土地に市街化区域と市街化調整区域がある場合は?

これまでは地域により取扱いが異なりましたが、一筆の土地のうち市街化区域の部分に課税する方法に統一します。

◆問合先 **本** 資産税課 ☎(21) 2275 **大** 税務課 ☎(43) 9208
藤 税務課 ☎(62) 0902 **都** 税務課 ☎(29) 1101
西 地域まちづくり課 ☎(92) 0305 **岩** 税務課 ☎(55) 7758

経営・会計・税務のパートナー
 (関東信越税理士会所属)

板倉公認会計士事務所

公認会計士・税理士 板倉 聡

板倉税理士事務所

税理士 板倉 安秀
 行政書士 松嶋 央行
 税理士 門澤 武男
 パートナー 日向野 司
 公認会計士 パートナー 大島 康
 税理士 パートナー 大島 良一
 パートナー 三輪 誠
 司法書士 岩崎 賢
 税理士 林 利次
 〒328-0125 栃木市吹上町689-2 TEL0282(31)3682 FAX0282(31)3683 E-mail:anshu@cc9.ne.jp

かたづけ屋☆栃木 です!

あなたのお家は、深呼吸してますか?

☆家屋の一般廃棄
 (テーブル、家具、衣服、家電など)の処理
 栃木市指定第19号 一般廃棄物処理業

TEL Cri-Kai 栃木市宮町55-1
 TEL 0282-30-1632 FAX 0282-31-2870
 E-mail cri-kai@cc9.ne.jp ※一時預かりも致します。

★入学願書受付中★

— オープンキャンパス開催! —
開催日程 3/21 ☎282-28-0020
 皆さんのご参加お待ちしております!
 開催時間: [AM10:00~12:00] 一
 実施会場: 各学校の校舎内に開催
 ※資料請求(無料)及び詳細につきましては入学案内までお気軽にお問い合わせください。

◆介護福祉士 ◆社会福祉士
 ◆精神保健福祉士 ◆看護師
 ◆理学療法士 ◆作業療法士
 ◆助産師(※平成27年4月開設 指定申請中)
 ◆歯科衛生士(★各国家資格取得に対応)

マロニエ医療福祉専門学校

栃木市今泉町2-6-22 [入学案内] ☎0282-28-0020 [URL] http://www.maronie.jp

小山歯科衛生士専門学校

小山市城東1-3-3 [入学案内] ☎0285-20-3550 [URL] http://www.oyamashika.ac.jp